

# 地域創生データワーク協議会 会員規約

## (名称)

第1条 この会は、地域創生データワーク協議会（以下「本会」という。）と称し、一般社団法人データワークサポートが主催するものである。

## (事務局)

第2条 本会の事務局は、一般社団法人データワークサポート（以下「事務局」という。）に置く。

事務局は、事務局機能および活動の一部を外部に委託して実施することができる。

## (目的)

第3条 本会は、地域創生及び地域課題解決のために必要となる、データの収集、作成、加工、分類、確認等の業務（以下「データワーク」という。）の地域就労支援、雇用創出の取組として導入することを普及・促進し、地域のためのデータエコシステム構築に貢献していくことを目的とする。

## (活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の号に該当する活動を実施する。

1. 事業者や自治体等の取組の情報共有の促進と社会的機運の醸成
2. 会員間におけるベストプラクティスの共有
3. データワーク業務の導入・運用に関する効率的・効果的な方法の検討、技術課題の整理
4. データワークによる地域創生の取組に関する情報発信のサイト及び活動の運営
5. その他本会の目的を達成するために必要な事項

## **(会員)**

第5条 本会の目的に賛同し、入会登録を行った者のうち、以下の要件を満たす法人、大学・研究機関（同所属の個人を含む）、または地方自治体とする。

1. データワーク、地域創生、就労支援における具体的な取組を有すること。
2. 取組状況や課題について、事務局の要請に応じて会員に情報提供をすること。

会員は、事務局と協議の上、本会において、以下に示す事項を実施することができる。

1. 情報発信サイトや主催するイベント等で会員の取組を発信
2. 本会における検討への情報提供、意見提出等の関与

## **(入会)**

第6条 本会の会員となるには、本会所定の申込書により入会の申込をし、事務局の承認を得なければならない。

会員として本会への加入を希望する者は、その旨及び暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成（以下「反社会的勢力」という。）と関係がないことを誓約する旨を書面等により事務局に提出し、事務局の審査を経て承認されることで会員となることができる。

事務局は、協力会員として加入を希望する者が反社会的勢力と関係がある者に該当するときは、加入を拒否するものとする。

## **(任意退会)**

第7条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

## **(除名)**

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局は、当該会員を除名することができる。

1. この規約その他の規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. 反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
4. 自ら又は第三者を利用して、暴力・脅迫的な言動による不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行った場合
5. その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### **(オブザーバー)**

第9条 本会にオブザーバーを置く。オブザーバーは、関係府省庁等の政府機関で、その参加がコンソーシアムの活動に有意義であると主催者が認めた者とする。また、オブザーバーは、本会の活動に必要なに応じて参加し、本会の目的達成のため助言と支援を行うことができるものとする。

#### **(運営委員会の設定)**

第10条 事務局の指名により、有識者等による運営委員会を設置し、本会に関する運営について定める。

#### **(作業部会の設置)**

第11条 特定のテーマについての検討を目的とし、必要なに応じて、会員・有識者による作業部会を設置する。

#### **(会費)**

第 12 条 本会は、原則として会費を徴収しないものとする。ただし、会費を徴収する必要がある場合には、その会費について、運営委員会において検討するものとする。

**(その他)**

第 13 条 この規約に定めのない事項については、別に定めるところとする。

付則

本規約は令和 4 年 10 月 24 日から施行する。